

「個別面接法」管見

社団法人 新情報センター
会長 石橋 惇 三

個別面接法(ここでいう個別面接法は、面接の対象を住民基本台帳または選挙人名簿から抽出している場合に限る。)とは、自明の命題のように扱って、随分と長いことつきあってきた。世論調査はその方法として面接法・記入法・電話法などを持っているが、個人の意見を集めることが目的である限り、面接してきくのが最も確かなやり方であることはいままでの調査の実施機関である私どもの組織も、これに対応できる機能を中心にしてきたし、このことはこれからも変わらないだろう。世論調査が自由に意見を述べる個人(現実にそのような人が存在するのかどうかということは別の問題である)を大量聴取するものであることは、きく方の側、私どもの活動に同時性と同質性を要求する。つまり面接が同時に行われることと、面接する者の資質が均質であることとを要する。他の方法はともかくとして個別面接法では、広汎な地域に散在する特定多数の個人を、100人単位の数の面接者が手分けして追いかけるのであるから、現実にこの要求を満たすことはまず不可能である。しかしまた、不可能であることを理由に、世論調査がこの要求を内包していることを否定することもできない。個別面接法への取り組みはここから始まり、ここに選んでくることになるわけだが、後は私ども調査機関の内部の問題である。下手をすると自己主張とも繰り言ともなりかねない。そこでもう一つ先に進んでみる。

個別面接法について二つの点を考えるのに先だって、面接法も含めて、それぞれの方法がどんな

位置を占めているのか、つまり調査主体者がその企画した世論調査ではどの方法を採用しているかを見ておきたい。これを総理府広報室編集の「全国世論調査の現況」(昭和53年版・58年版・63年版)から拾うと表(1)のようになる。全体での割合からいうと、ここ10年の間は、個別面接法・個別記入法を採るものが減り、郵送法によるものが増えている。この点だけからいえば、郵送法への移行を言えないものでもなからう。ただ注意しておきたいことは、政府関係の世論調査の中では総理府広報室で実施したものが、報道関係では紙面または報道のためのそれが殆んどであること、ということとはともに個別面接を採っていて、このことは10年を通じて変わっていない。また年によって実施の件数に違いはあるにしても、相応の数の調査を行っている。とすれば郵送法を廻る動きはこの他の主体者に激しいということになるが、結果的には都道府県と市(区)とくに後者で郵送法の世論調査が多くなってきている。調査の方法を選ぶのに、そのために見込む費用の如何が大きき要件になることはいままでの調査の一面、調査の方法や内容からして、地方自治体の世論調査が郵送法になじみやすいということも否めない。だが問題はここに尽きるわけではない。表(1)の数字は回収率には触れていないので、それぞれの調査方法をこの側面から限定したのが表(2)である。「現況」では70%の回収率を基準にして、それ以上を確保(厳密に言えば回収数も500人以上)した世論調査について、その主題

表1 (調査主体者からみた世論調査方法の推移)

	(A)	(B)	(C)	(D)	(計)
	%	%	%	%	%
(52年度)					
政府関係	67.3 (37)	12.7 (7)	12.7 (7)	7.3 (4)	100.0 (55)
都道府県	36.6 (52)	35.9 (51)	22.5 (32)	4.9 (7)	100.0 (142)
市(区)	12.0 (33)	49.6 (137)	32.2 (89)	6.2 (17)	100.0 (276)
報道関係	75.3 (113)	5.3 (8)	10.0 (15)	9.3 (14)	100.0 (150)
その他	35.0 (41)	16.2 (19)	34.2 (40)	14.5 (17)	100.0 (117)
(計)	37.3 (276)	30.0 (222)	24.7 (183)	8.0 (59)	100.0 (740)
(57年度)					
政府関係	50.8 (31)	24.6 (15)	19.7 (12)	4.9 (3)	100.0 (61)
都道府県	22.6 (42)	37.1 (69)	26.9 (50)	13.4 (25)	100.0 (186)
市(区)	13.1 (44)	55.2 (185)	25.1 (84)	6.6 (22)	100.0 (335)
報道関係	73.2 (104)	3.5 (5)	19.7 (28)	3.5 (5)	100.0 (142)
その他	28.3 (43)	22.4 (34)	32.9 (50)	16.4 (25)	100.0 (152)
(計)	30.1 (264)	35.2 (308)	25.6 (224)	9.1 (80)	100.0 (876)
(62年度)					
政府関係	67.4 (31)	17.4 (8)	15.2 (7)	- (-)	100.0 (46)
都道府県	20.7 (36)	49.4 (86)	24.1 (42)	5.7 (10)	100.0 (174)
市(区)	16.7 (48)	59.7 (172)	16.0 (46)	7.6 (22)	100.0 (288)
報道関係	70.3 (78)	4.5 (5)	11.7 (13)	13.5 (15)	100.0 (111)
その他	23.3 (27)	26.7 (31)	35.3 (41)	14.7 (17)	100.0 (116)
(計)	29.9 (220)	41.1 (302)	20.3 (149)	8.7 (64)	100.0 (735)

注1) 「全国世論調査の現況」の53年版は昭和52年4月～53年3月まで、58年版は昭和57年4月～58年3月まで、63年版は昭和62年4月～63年3月までにそれぞれ実施された世論調査(標本数500人以上に限る)を集めている。

- (A)は個別面接聴取法、(B)は郵送法、(C)は個別記入法を示し、(D)は電話法・集団記入法・その他の方法・2以上の方法を併用したものを一括した。
- 市(区)の区は東京都特別区で、他の都市の区は含まない。また町・村はこの調査対象になっていない。
- 報道関係は新聞社・通信社・放送局を含んでいる。またその他は大学・一般企業・団体・広告業・調査機関を含んでいる。
- 対象者の抽出台帳は次のとおり。総理府の世論調査、ニュースのための世論調査、県(都・道・府)政・市(区)政の世論調査では(A)(B)の比率が増大する。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	計
52年度	34.5%(255)	32.3(239)	0.3(2)	20.7(153)	10.0(74)	2.3(17)	100.0(740)
57年度	41.3%(362)	25.5(223)	0.7(6)	16.7(146)	14.7(129)	1.1(10)	100.0(876)
63年度	43.4%(318)	25.4(187)	1.2(9)	16.9(124)	11.7(86)	1.5(11)	100.0(735)

(A)=住民基本台帳・(B)=選挙人名簿・(C)=電話帳・(D)=その他・(E)=台帳を使用せず・(F)=2つ以上の台帳を併用したもの

表2 (調査方法別にみた世論調査の回収率の推移)

	(A)	(B)	(C)	(D)	(計)
	%	%	%	%	%
(52年度)					
70%(回収率)以上	94.9(262)	23.9(53)	80.9(148)	76.3(45)	68.6(508)
70%(#)未満	4.0(11)	75.7(168)	17.5(32)	16.9(10)	29.9(221)
不明	1.1(3)	0.4(1)	1.6(3)	6.8(4)	1.5(11)
(計)	100.0(276)	100.0(272)	100.0(183)	100.0(59)	100.0(740)
(57年度)					
70%(回収率)以上	92.0(243)	28.6(88)	79.9(179)	76.3(61)	65.2(571)
70%(#)未満	3.8(10)	71.4(220)	14.7(33)	15.0(12)	31.4(275)
不明	4.2(11)	—(—)	5.4(12)	8.7(7)	3.4(30)
(計)	100.0(264)	100.0(308)	100.0(224)	100.0(80)	100.0(876)
(62年度)					
70%(回収率)以上	91.4(201)	25.2(76)	81.9(122)	67.2(43)	60.1(442)
70%(#)未満	7.7(17)	74.5(225)	15.4(23)	20.3(13)	37.8(278)
不明	0.9(2)	0.3(1)	2.7(4)	12.5(8)	2.0(15)
(計)	100.0(220)	100.0(302)	100.0(149)	100.0(64)	100.0(735)

注) (A)は個別面接聴取法、(B)は郵送法、(C)は個別記入法を示し、(D)は電話法・集団記入法・その他の方法・2以上の方法を併用したものを一括した。

・調査の規模・内容等を掲げているので、この線で区切ってみた。表(2)では、郵送法による調査の回収率がよくないことが一見されるが、もう一つの点は動きが少ない、時間的な変化に乏しいことである。郵送法による回収はここ10年間よくなかったことであって、年を遂って悪くなってきたという底のものではない。また個別面接法・個別記入法での回収も、70%に基準線をおく限り、昭和62年度でも、その確保に困難の気配は見せていない。

もともと郵送法に比べての個別面接法の一つの特色は回収率が高いということで、このことは表(2)が語っているところでもある。そこで個別面接法の回収率に移ってみる。世論調査の初期の頃には、85%もしくは以上(もっともさすがに90%を超えるようなことは言われなかった)の

回収を問題にしていたように記憶するが、一応これは別にして、80%の所で線を引いてみよう。表(3)では昭和57年度の世論調査で、80%の回収を割るものが過半数になっている。全国規模の世論調査で言うと、このことはすでに52年度の調査に妥当する。これだけには止まらない。全国規模の場合、大都市とその他の地域との回収率の差は、前者が70~75%の間、後者は75~80%の間を動いているものと見る。このことは都(府)の世論調査や大都市(区)の世論調査も例外ではなく、回収率が低減することを語っている。回収率が高い故をもって尊しとするものではないが、低いことを迎えるわけもない。

かつて20歳代の男性対象の完了が少ないことを問題にしたことがあった。また男性と比較して、女性の回収比が高すぎないように注意したこともあ

ったが、今また一つの課題に迫られている。振り返って、個別面接法の回収率が85%前後の時期、80~85%の時期、80%を切った時期というように段階づけられるのであろうが、実際にはなくずしにやってくる。事実、80%と79%との違いに目くじらをたてることはあるまい。だが気がついてみたら10%ほども下がっていた、これからも下がるかも知れないということになると首をかしげる。社会の動きがそうさせるのだから、それはそれでいいということかも知れない。現に個別面接法をとる全国規模の世論調査で、70%の回収を割る(もっとも70に近い所を確保して

はいるが)ものを見かける。近視的にいえばここでも、70%と69%の開きはとうていということになるのだろう。どこまでがよくて、どこからは駄目だと極めつける能力が私にはない。また現在が下げ止まりだと証拠づける力も備えていない。言えることは、個別面接法の回収率の低下は、郵送法のその上限に近づくということである。差当りその接点は地方自治体の世論調査ということであろう。

次に回答票(調査主体者や調査機関によって「リスト」とも「カード」とも呼ばれている)のことに触れておきたい。個別面接法の有効な補

表3 (個別面接聴取法による世論調査の回収率の推移)

	(全国)	(県・市)	(計)
(52年度)			
80%(回収率)以上	40.5%(17)	72.2%(39)	58.3%(56)
80%(#)未満	59.5(25)	27.8(15)	41.7(40)
(計)	100.0(42)	100.0(54)	100.0(96)
(57年度)			
80%(回収率)以上	30.2%(13)	57.8%(26)	44.3%(39)
80%(#)未満	69.8(30)	42.2(19)	55.7(49)
(計)	100.0(43)	100.0(45)	100.0(88)
(62年度)			
80%(回収率)以上	14.6%(7)	39.6%(21)	27.7%(28)
80%(#)未満	85.4(41)	60.4(32)	72.3(73)
(計)	100.0(48)	100.0(53)	100.0(101)

注1) 「全国世論調査の現況」の53年版、58年版、63年版から、個別面接法による世論調査を政府関係・都道府県・市(区)・報道関係の世論調査の中から抽出して作成した。

2) 全国は全国規模(ブロック規模のものも含む)の世論調査、県・市は都・道・府・県および市・東京都特別区の規模の世論調査を含んでいる。

3) 53年版と58年版では、調査結果を掲げている調査についてだけ回収率を知ることができた。このため表1、表2と比べて(N)は減少する。またこの表に限って、主題が異なる2以上の世論調査でも、調査月と調査対象および回収数が同一の場合は1つの世論調査として計算した。

助手手段として回答票が使われていることは今に始まったことではない。だから回答票の是非を言うつもりではない。その使い方を出来るだけ抑えていくか、積極的に使っていくかの問題である。回答票を使用しないという断りつきの質問が混じっている調査票を見かけたことがあるし、都道府県政や市(区)政の世論調査で、回答票使用の質問の方が多く調査票を探すことも難しくない。回答票の多用がよくないということは速断にすぎようが、一面、口問口答法とも呼ばれる個別面接法との関連をどう理解するかということにひっかかる。(probe)という言葉も懐かしいものになってしまった。回答票が増えるということは、答えに厳密さを要求するためなのか、面接をより効率化するためなのか、それとも面接者の介在を出来るだけ排除する目的なのか、私にはよく分からない。面接者に信頼がおけないということになると、私も調査機関にとって、何とも皮肉なことになりかねないが、ここでは問う所でない。何れにしてもこのことは面接法と記入法(「現況」の区分に従えば個別記入法であれ郵送法であれ)との間の距離を縮めることになるのではないかと危ぶむ。これだけでは独断の譏りを免れないかも知れぬが、面接できないときは記入して貰う、記入法も予想して設計した調査票に出会ったことがある。政府の世論調査や報道機関のそれに比べて、地方行政の世論調査では、生活に密着した行政について質問することが多く、回答票がなじみやすい、或いはその必要の度合いが高くなることは否めない。しかしこのことを裏返せば、記入法に近づくということにもなるであろう。先ほどみた、地方自治体の世論調査が多いことはこの線とも結びつくのかも知れない。この線に伸びることは、個別面接法の背後に集約される意見の次元が変質することにならないかと怖れる。

個別面接法に伴う二つの現象を見てきたが、もう一度ここで回収率に還る。これまで述べてきた個別面接法が、その対象の選定を住民基本台帳(または有権者名簿)に負ったものであることはすでに断っている。だからこそ面接での目減りを予想し、回収率で有効回収と無効回収とを表示したのであった。この回収が不能になる理由として転居・不在(長期と短期とに分かれる)・住所不明・拒否・その他の理由をあげるのが普通で、回収率の低下はどれかの理由が増えることになる。このうち拒否は面接法(必ずしも面接法に限らず、世論調査にはこのことが付きまどっている)という方法に内在する理由と言えようが、他の理由の責はむしろ対象の特定の仕方、この場合には住民票(有権者名簿)からの抽出にあると思われる。個別面接法の対象の選定にこれが唯一無二の条件というのであれば致し方ないが、もっと面接活動に即した名簿の作成が可能であれば、個別面接法の回収は上向くであろう。翻って見ると、住民票(有権者名簿)は世論調査のためにあるとあってよいくらい、面接の対象を特定するのに恰好のものであった。このため世論調査即住民票(有権者名簿)という図式が固定してしまって、私自身このことを疑わなかった。しかしこの名簿から抽出した調査で回答率の低下が止まらないとすれば、どこかの時点でこの方法を検討せざるを得ないであろう。

別の意味でもこの住民票(有権者名簿)方式は検討を迫られている。行政機関が主体者である世論調査は別にして、私どもの資格では何れ台帳の借覧を断念せざるを得ない時が近づいている。住民票(有権者名簿)と結び付いて始めて世論調査が可能であるというのであれば、私どもは世論調査ができなくなる。このためにも住民票(有権者名簿)に代るもの或いはやり方を探さなければな

らない。しかもこのことは、個別面接法に限らず、他の方法でも同断である。

回収率や回答票のことに触れたが、このことは個別面接法を否定するためではない。世論調査が個人の意見をきくものであり、面接してきくのが

もっとも確実な方法である限り、それに適応する条件を整えていく他にない。純粋な意味での個別面接法があって、記入法など他の方法の存在もあるものであって、その逆ではない。

